

令和3年3月29日  
郡山市総務部人事課  
担当：宗方 成利  
TEL：924-2048

職員の懲戒処分について

本日付で、3件の懲戒処分を実施しました。

1 市長が処分したもの

(1) 生活保護業務における不適切な事務処理

処分内容	戒告	処分年月日	令和3年3月29日
事件概要	<p>令和2年4月から12月までの間、50代の職員（男性）が、生活保護の廃止（2件）及び保護費の返還（13件）に係る事務について、その事務処理を怠り、長期間にわたってこれを放置した。（計15件、11世帯分。事務処理遅延による対象世帯から市への返還額の総額は、約92万円）</p> <p>当該職員は、遅延した事務の大部分について、同僚や上司からの指摘等により事務処理の必要性を認識していながら、より期限が短い新規申請調査等の事務に気を取られ、廃止や返還の事務処理を後回しとし、結果として未処理の事務が積み重なることとなった。これにより、本来不要な過支給と返還処理が多数発生し、対象世帯に多大な迷惑をかけるとともに、本市生活保護行政への信頼が損なわれることとなった。</p>		

(2) 交通事故（人身事故）

処分内容	戒告	処分年月日	令和3年3月29日
事件概要	<p>令和3年2月16日（火）午後5時50分頃、50代の会計年度任用職員（女性）が、退勤のため市内桑野四丁目地内を普通自動車にて走行中、信号機の無い交差点を直進した際、右方向から直進してきた自転車と出会い頭に衝突し、相手方を転倒させ、全治2週間の怪我を負わせた。</p>		

2 教育委員会が処分したもの

交通事故（人身事故）

処分内容	減給（1/10、1か月）	処分年月日	令和3年3月29日
事件概要	<p>令和3年1月14日（木）午前8時00分頃、50代の会計年度任用職員（女性）が、出勤のため市内大槻町字川廻地内を軽自動車にて走行中、信号機がある交差点の赤色点滅信号を見落として、一時停止をせずに交差点に進入し、左方向（黄色点滅信号）から直進してきた軽自動車と出会い頭に衝突し、相手方2名に全治3か月及び全治1か月の怪我を負わせるとともに、相手方車両に損害を与えた。</p>		